

南九州市南九州市予防接種費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月21日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第35号

南九州市予防接種費用徴収規則の一部を改正する規則

南九州市予防接種費用徴収規則（平成19年南九州市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条」を「第52条」に改める。

第2条第2項中「第33条」を「第35条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の南九州市予防接種費用徴収規則の規定は、令和8年6月1日から適用する。